

【論文】

寛政改革下における鶴屋喜右衛門の出版活動

——曲亭馬琴の実録種黄表紙を手がかりに——

伊與田 麻里江

【目次】

- 一、はじめに——寛政改革と黄表紙
- 二、馬琴の抄録物黄表紙
- （一）『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』
- （二）『父讐宇都宮物語』・『五齣浄瑠璃酒肆』
- （三）『復讐阿姑射之松』
- 三、改革期における鶴屋喜右衛門の出版活動
- 四、出版統制と実録種黄表紙
- 五、おわりに——鶴喜と馬琴

【要旨】

寛政の改革における幕府の出版取締りは、当時の出版界に多大な影響を与えた。本稿は、この時期の鶴屋喜右衛門（以下「鶴喜」）の出版活動を通して、この出版取締りの諸相を明らかにしようとするもの

である。改革期、鶴喜は曲亭馬琴の実録種黄表紙を出版した。これらの作品は、教訓・啓蒙的な作品を出版するという改革下における鶴喜の活動方針に沿った出版物であった。しかし、出版統制に対応しようとしながら、幕府から出版を禁じられている実録を素材とした作品を出版するというのは、理屈に合わない行為である。こうした矛盾は、改革における出版統制の基準が不明確であり、出版を試みなければ処罰されるか否かわからなかったために起こったと考えられる。寛政改革期の混乱の中、鶴喜の出版活動を支えたのは馬琴だった。のちの読本出版にまで引き続く両者の関係は、二人三脚で乗り越えた改革期に培われたものであったのである。

一、はじめに——寛政改革と黄表紙

江戸時代は、出版の商業化が進み、出版文化が盛

行する一方で、為政者による出版物への弾圧がなされるようになった時代である。特に、改革政治の折には、厳しい出版統制が実施された。

老中松平定信によって断行された寛政の改革も例外ではない。この改革における出版統制の特徴は、これまで対象とされてこなかった草双紙にも規制の網を広げたことにある。寛政改革や、幕府内で行った刃傷事件を題材とした黄表紙に対する絶版処分（天明八〈1788〉年～寛政元〈1789〉年）、草双紙を含む地本に対する「行事改」（自主検閲）の要請（寛政二〈1890〉年十月申渡）を皮切りに、定信の老中退任後、文化年間（1804～1817）に入るまで取締りは続けられた¹⁾。

幕府の政策やスキャンダル等の時事的な話題を扱えなくなったことよって、当世性をその特徴としていた黄表紙は変革を余儀なくされた。また、弾圧によって、黄表紙ジャンルの中心的存在だった武士作家も戯作家から退場した。ジャンルの変容と作者の減少という状況を受けて、書肆も新たな活動を模索せざるを得なくなる。

本稿で取り上げる鶴屋喜右衛門（仙鶴堂。以下「鶴喜」）は、蔦屋重三郎（以下「蔦重」）と並ぶ江戸の大手書肆である。当初は、京都の浄瑠璃本屋の出店であったが、草双紙の出版を精力的に行って頭角を現し、幕末に至るまで多岐にわたるジャンルの作品を世に送り出した²⁾。改革が断行された時、鶴屋

の当主であったのは、後期読本の出版でも知られる二代目小林鶴右衛門近房であった³⁾。

前述の通り、寛政改革は、当時の出版界に多大な影響を与えるものであった。しかし、出版を生業としていた書肆が、具体的に、どのように改革に対応したかについては、鈴木俊幸氏が分析した蔦重の活動⁴⁾以外はほとんど明らかになっていない。そこで本稿では、改革期に鶴喜から出版された曲亭馬琴の黄表紙作品を取り上げ、鶴喜の出版活動との関連を探りながら、出版統制下における鶴喜の試みを明らかにしたいと考える。

二、馬琴の抄録物黄表紙

まず、先行研究を踏まえつつ、馬琴の黄表紙について概観しておく。馬琴の黄表紙は、その作風によつて「滑稽」と「老実⁵⁾」の二つに大別されている⁶⁾。前者は、山東京伝や、天明期（1781～1789）に活躍した恋川春町、朋誠堂喜三二の黄表紙作品を念頭に置いたもので、馬琴のイメージする黄表紙とはこうした作風のものであった⁶⁾。後者の「老実」な作品群は、水野稔氏によつて、さらに、「軍談実録か浄瑠璃歌舞伎の安易な筋書き」の「長編化した作品」と、「伝奇的な説話の筋を尊重する」「黄表紙の戯謔をはなれたきまじめな作風」に二分される。水野氏は、黄表紙としての評価は決して高くないこれ

らの「老实」な作品群が、後の馬琴合巻へ発展したと指摘する。

ただ、特に「軍談実録か浄瑠璃歌舞伎の安易な筋書き」の「長編化した作品」については、その創作手法が「安易」と見做されたためか、研究の俎上に載せられたことがほとんどない。しかしながら、これらの作品群は、寛政改革下の鶴喜の出版活動において重要な意味を持ったと考えられる。

以下、水野氏が「安易な筋書き」と称した作品群に、それらの作品と共通点を持つ一作を加えて一覧する（作品名は『国書データベース』〈<https://kokusho.nijl.ac.jp/>〉に拠る）。

【馬琴長編抄録物黄表紙一覧】

寛政五 ①『銘正夢楊柳一腰』（前編）・『登阪宝山道』（後編）（六卷六冊） 无名子（鶴屋）

寛政九 ②『彦山権現誓助剣』（五卷五冊） 作者名なし（葛屋）

寛政十 ③『時代世話足利染』（前編）・『足利染拾遺雛形』（後編）（五卷五冊） 傀儡子（鶴屋）

享和元 ④『父讐宇都宮物語』（前編）・『五齣浄瑠璃酒肆』（後編）（五卷五冊） 傀儡子（鶴屋）

享和二 ⑤『太平記忠臣講釈』（前編）・『忠臣講釈後坐巻』（後編）（五卷五冊） 傀儡子（鶴屋）

文化二 ⑥『復讐阿姑射之松』（五卷五冊） 魁蕾子（鶴屋）

この六作に共通するのは、黄表紙の定型である三卷三冊十五丁を越え、五卷五冊二十五丁または六卷六冊三十丁に及ぶ長編作品であること、いずれも敵討を主題とした作品（敵討物）であること、そして、典拠をダイジェストした作品（本稿ではこれを「抄録物」と称す）であることである。また、无名子、傀儡子、魁蕾子といった異称を用いる、著者名を出さない等、「曲亭馬琴」以外の名で出版されていることもこの六作品に共通する。馬琴はこうした異称のうち、「傀儡子（魁蕾子）」について、『近世物之本江戸作者部類』（天保五〔1834〕年成。以下『作者部類』）で次のように述べている。

傀儡子（又作魁蕾子）玉亭

こは別にその人あるにあらず、馬琴が異称也。書賈の誂へにて、その意にあらざる臭草紙を綴る折は、傀儡子作と署したるあり。そは寛政五年の春出し『増補伊賀越物語』（引用者注―『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』を指す）〔全三冊（引用者注―正しくは六冊）鶴屋板〕、同八年の春の新版『彦山権現誓助剣』（五冊物、葛屋板）、同九年の春の新版『賽山伏狐修怨』（二冊物、葛屋板）、是也。

馬琴は、傀儡子および魁薙子は馬琴の「異称」であること、この「異称」は書肆の要請によって不本意ながら創作した場合に用いたことを明かし、一覧の①『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』、②『彦山権現誓助剣』を含む三作をあげている。『作者部類』では、「傀儡子（魁薙子）」以外の異称を用いた場合、または著者名を出さなかった場合については触れていないが、この言葉を敷衍すれば、「曲亭馬琴」の名を出さずに出版された作品は、書肆の要請によって創作されたことになる。とすれば、当然、これら六作のうち、五作を刊行した鶴喜の関与が推定される。

ただし、菱岡憲司氏は、「異称」を用いた作品が書肆の意向によって創作された可能性は否定できないとしながらも、この『作者部類』の記述を無条件に信じることはできないと述べる⁸⁾。菱岡氏も指摘するように、『作者部類』の記述には誤りも多く、参照に際しては慎重な検討を要する。そこで、本稿では、これらの作品のうち、鶴喜板の作品、なかでも実録を素材とした作品（①、④、⑥）の典拠、創作法を確認した上で、鶴喜の出版活動との関連を検討したい（演劇に取材した③、⑤については、また異なる観点から稿を改めて論じたい）。

実録（実録体小説）とは、事実の記録という体で創作された読み物のことである。ノンフィクション

ではないが、実事件に取材した作品も多く、武家のスキャンダラスな内情に触れるものもあるために出版が許されず、写本のかたちで流通した。実録を素材とする文芸作品は多く、草双紙においてもしばしば実録のダイジェスト作品が創作、刊行されてきた⁹⁾。本稿で取り上げる馬琴作品も、こうした実録種草双紙の系譜に連なるものである。

（一）『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』

寛政五（1793）年に鶴喜から出版された『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』は、寛永七（1630）年、岡山藩士渡部数馬が、父鞆負の敵である河合又五郎を討った伊賀越敵討を題材とする。剣豪荒木又右衛門の逸話としても名高いこの事件は、演劇や小説に組み込まれ、広く庶民に親しまれるものだった。

本作は、基本的に、歌舞伎『伊賀越乗掛合羽』（奈河亀輔、安永五（1766）年初演）の「安易な翻案¹⁰⁾」と考えられてきた。しかし、本作の典拠を再調査したところ、この作品は、「伊賀越敵討物の中で最も流布した¹¹⁾」とされる実録『殺法転輪』（作品名は『国書データベース』による）をほぼそのままダイジェストした作品であることがわかった。【表1】は、『殺法転輪』（名古屋大学付属図書館神宮皇學館文庫本）の章題と、その内容に対応する『銘正夢楊柳一腰』および『登阪宝山道』の丁数を示したものである。ただし、『登阪宝山道』の上巻一冊は『殺

【表 1】

『殺法転輪』	『銘正夢楊柳一腰』【銘】 『登阪宝山道』【登】
① 備前宰相忠雄卿家士渡部鞠負河合又五郎事 付河合正宗刀の事 ② 渡部鞠負河合又五郎正宗ノ刀所望 付又五郎鞠負討事 ③ 河合又五郎立退荒井四郎五郎殿 付御旗本中徒党の事 ④ 従忠雄卿荒井殿へ河合請取行 付老母人質の者 并笹川団右衛門切腹の事（巻之一）	【銘】（上）1丁裏～5丁表 （上）5丁裏～（中）9丁表 （中）9丁裏～12丁表 ＊なし
⑤ 宰相忠雄御一家徒党の事 ⑥ 松平伊豆殿の事 付忠雄逝去 并御一門及諸臣へ遺言の事 ⑦ 御旗本中寺入 付従講義御書出 并河合又五郎追放の事 ⑧ 忠雄御長子相模守殿家督相続 付於殿中の事 ⑨ 渡部数馬仇討出 付和州郡山の城主本多大内記殿家士荒木又右衛門出所の事 ⑩ 数馬於テ和州郡山又右衛門へ対面の事 ⑪ 荒木又右衛門助太刀討出 付大内記殿ヨリ御腰物被下之 并桜井甚左衛門へ残書の事（巻之二）	＊なし （下）12丁裏・13丁表 同上 同上 13丁表～13丁裏 13丁裏・14丁表 14丁裏・15丁表
⑫ 本多大内記殿家士桜井甚左衛門舎弟甚助出所の事 ⑬ 大内記殿於御前荒木桜井仕合 付荒木手柄の事 ⑭ 桜井甚左衛門仇討後見助太刀 付同甚助御暇被下の事 ⑮ 桜井兄弟於摂州大坂渡部荒木対面 付両士江戸下向の事（巻之三）	（下）12丁裏～15丁表 （下）15丁裏 【登】（中）16丁表 （中）16丁裏～19丁表
⑯ 河合又五郎為見継桜井兄弟其外旗本中間人従三州片浜欲向肥州相良事 ⑰ 荒木渡部再上方へ発足 付藤堂大学頭殿家士梶原現右衛門為餞別贈路銀事 ⑱ 於豆州三嶋荒木桜井出会 付三嶋明神へ参詣の事 ⑲ 荒木於遠州白須賀桜井見失事 ⑳ 桜井兄弟河合対面 付荒木家来北藤武兵衛桜井家人ヲ見出事 ㉑ 荒木渡部於伊州小田仇方の者共待事 ㉒ 於上野仇討桜井兄弟最期の事 ㉓ 於上野城下双方槍合の事（巻之四）	19丁裏・20丁表 ＊なし （下）21丁表 同上 21丁表～22丁裏 ＊なし ＊なし 22丁裏・23丁表
㉔ 上野城下就仇討国主従大学頭殿御人員被出之 付河合最期 并山添北藤討死星合団四郎被討事 ㉕ 大学頭殿と松平相模守殿争論 付池田家臣荒尾但馬関東下向 并松平豆州殿の事 ㉖ 大坂御城代安部備中守殿へ従藤堂殿荒木渡部の両士被差上 付荒尾但馬守向伊州両士請取対談相調則受取の事 ㉗ 郡山城主従本多大内記殿本多祿之進長尾隼人以両士荒木止之 付渡部荒木周伯従の太守賜家禄の事（巻之五）	23丁裏～25丁表 ＊なし ＊なし 25丁裏

法転輪』とは内容的な共通点がないため、【表1】には含まれていない。この『登阪宝山道』上巻の内容や、本作の板木に修正の跡があることについては、後に考察する。ここでは、『殺法転輪』と馬琴作品の関係、および馬琴のダイジェストの手法を確認しておきたい（序文にあたる『銘正夢楊柳一腰』一丁表を除く）。

【表1】を見ると、省略されている章（④、⑤、⑬、⑭、⑮、⑯）はあるものの、本作はほぼ『殺法転輪』の物語展開に沿って叙述されていることがわかる。さらに馬琴は、展開のみならず、文章表現も実録から取り入れている。例として、敵である沢井政五郎（実録の河合又五郎にあたる）に関する描写をあげる（共通する字句に傍線を付す）。

○『銘正夢楊柳一腰』（二丁裏・三丁表）

こゝに又、沢井政五郎とて、【空欄】近習役を勤めたり。彼も譜代の士にて年二十二才、常々武芸出精し、ことに沢井廣五郎いとこにて、歴々へも立ち入り、当世のきやしや男也。

○『殺法転輪』『備前宰相忠雄卿家士渡部鞆負河合又五郎事 付河合正宗刀の事』（①）

又爰ニ河合又五郎トテ家禄七百石玉ハリ近習役ヲツトメタリ。カレモ譜代ノ士ニテ年二十二歳也。常々武芸ニ精ヲ出ス。殊ニ御直参荒井四郎

五郎殿ノ仮リノ従弟ニテ御旗本エモ立入り、当世風ノ男也。

又五郎の従弟四郎五郎（馬琴作品では廣五郎とする）について実録が「御直参」とするのを馬琴作品では省略していること、また実録では、又五郎が「御旗本」と交流があるとするのを、馬琴作品では「歴々」と変更していること等、細かい省略、改変はあるが、本作が実録を典拠としていることは疑いない。なお、掲出した『銘正夢楊柳一腰』の文章には、板木を削った跡と思われる空欄（【空欄】）がある。実録の文章と比較すると、「家禄七百石ヲ玉ハリ」という記述が削られていることがわかる。このことについては第四節で改めて触れる。

次に、本作における抄録の手法について検討したい。黄表紙はそもそも十五丁程度の短い読み物であり、本作のような長編黄表紙でも三十丁程度の分量しかない。その上、毎丁に挿絵があるため、一丁に書き込める文章量も限られる。実録を黄表紙化する場合は、当然ながら、実録の内容を刈り込みながら内容をまとめなければならない。馬琴もいくつかのエピソードを省略しつつ『殺法転輪』を黄表紙化しているのだが、その省略がどのような基準で行われているかを確認したい。例として、『殺法転輪』巻之一「河合又五郎立退荒井四郎五郎殿 付御旗本中徒党の事」（③）から巻之二「松平伊豆殿の事 付忠

雄逝去 并御一門及諸臣へ遺言の事」(⑥)の利用法を取り上げる。

『殺法転輪』③～⑥には、河合又五郎の従弟・荒井四郎五郎をはじめとした旗本連中と、数馬の主君・備前宰相忠雄卿とが対立する、旗本騒動と呼ばれるエピソードが綴られる。実録によれば、この騒動の経緯は以下の通りである(馬琴作品に撰取された筋に傍線を付す)。

・ 鞠負を斬殺した又五郎は、従弟である四郎五郎を頼る。四郎五郎は、仲間の旗本とともに又五郎を匿う決意をし、忠雄卿と対立する(「表1」③)。

・ 激怒した忠雄卿は、家臣笹川団右衛門を派遣して、人質として捕らえた又五郎の母と又五郎とを交換しようとする。しかし、旗本たちの奸計によって人質交換は失敗、責任を感じた団右衛門は切腹する(「表1」④)。

・ 家臣を失った忠雄卿はますます怒りを募らせ、一門を巻き込んで対立が激化、ついには、老中が事の收拾へ乗り出す事態に発展する(「表1」⑤)。

・ 対応に苦慮した老中は、忠雄卿を毒殺する。忠雄卿は、数馬に敵討を成就するよう遺言して逝去。旗本騒動は収束する(「表1」⑥)。

この内容を踏まえて、『銘正夢楊柳一腰』では以下のように旗本騒動を描く。

・ 幾弥(鞠負)を殺した政五郎(又五郎)が逃亡したことを知った足利管領(忠雄卿)は、政五郎詮議のため、政五郎の母を人質とする(十一丁表)。

・ 政五郎は従弟である廣五郎(四郎五郎)を頼る。廣五郎は仲間とともに政五郎を匿う決意をし、足利管領と対立する。足利管領は立腹し、廣五郎等を滅ぼそうとするが、にわかに病臥し、静馬(数馬)に敵討を成就するよう遺言して逝去する(十一丁裏・十二丁表)。

馬琴作品では旗本騒動の発端にあたる③と、結末にあたる⑥の内容を簡略化しつつ取り入れることで、この騒動の大枠を示す。しかし、それ以外の詳細な経緯は、忠雄卿が又五郎の母を人質に取ったという④の筋の一部を除いて、ほとんど省略されている(傍線部参照)。おそらく、④と⑤が主筋である数馬の敵討とは直接関係しない内容であるため、割愛したのである。このように、敵討に直結しない筋を積極的にそぎ落としていくのが、馬琴の手法だったと考えられる。

ただし、馬琴が『殺法転輪』⑤を省略した理由は、敵討の筋を主軸として実録の内容を再編集しようという意識からだけでなく、この場面に書きにくい内容が含まれていたためだと思われる。前述の通り、実録は、その内容から出版が許可されていない読み物であった。その上で、享保七(1722)年十一月、

享保の改革下で発令された出版条目には、次のような条項が含まれていた。

一、人々家筋先祖之事などを彼是相違之義ども、新作之書物に書顯し、世上致流布候義有之候。

右之段、自今御停止に候。若し右之類有之、其子孫より訴出候におゐては急度御吟味可有之筈二候事。(第三条)

一、権現様之御儀は勿論、惣て御当家之御事、板行書本、自今無用ニ可仕候。無扨子細も有之ば奉行所え訴出、指図受可申事。(第五条)

第三条では、人々(武士)の家筋や先祖について書き記して流布することを禁じ、もし、その子孫から何らかの訴えがあった場合、「吟味」と言う。

第五条では、徳川家康や徳川將軍家に関する出版物や写本を禁じ、事情がある場合は奉行所に申し出るように命じる。どちらも、実録を念頭に置いた条目だと考えられる。幕府は、寛政二(1790)年十一月の申渡において、この出版条目を遵守するよう改めて書肆に求めている。

『殺法転輪』で問題となるのは第三条である。『殺法転輪』⑤では、旗本騒動が「天下ノ大騒動」になったため、老中であつた酒井神楽頭(忠世)、松平伊豆守(信綱)が御三家に相談したと記される。また⑥では、信綱が医師の通仙院に命じて忠雄に毒を盛

り、その死を以て事態を収めたとする。『殺法転輪』では、信綱の行動を、騒動を落着させるための「工夫」とするが、毒殺とは穏やかでない。知恵伊豆として知られる信綱のそうした行為を出版物に記すこと自体が躊躇される上に、よりにもよって信綱の子孫信明は、本作刊行当時、定信とともに寛政改革を主導する立場(老中)にあつた。馬琴が信綱に関する筋を削除し、忠雄卿にあたる足利管領の死を病死と書き換えたのも当然と言えよう。本作に限らず、実録に取材する草双紙においては、「公儀の誰かにとつて都合の悪くなる」内容については利用を差し控える傾向があつた。本作は出版統制下で創作されたこともあり、また、改革の主導者の先祖に関わることもあつたために、特に慎重にこうした筋を避けねばならなかつたと想像される。

その他、時代設定や、地名、登場人物名も実録からの改変が見られる。前述の通り、実録は事実の記録というかたちで綴られているため、実際の年代、地名、人名が記されている。しかし、当然、これらをそのまま記すことは憚られるため、実録を素材とする文芸作品では、時代を鎌倉時代や室町時代等の過去に設定し、地名や人名も適宜変更するのが一般的である。

本作の場合は、歌舞伎『伊賀越乗掛合羽』に倣つて時代を室町時代に設定し、人名も歌舞伎に従つて変更している。作品の内容は実録に沿いながら、時

代、地名、人名を演劇に倣うという手法は、薦重板、寛政九（1797）年刊行の『彦山権現誓助剣』（前掲『馬琴長編抄録物黄表紙一覽』^②）にも踏襲される。

『彦山権現誓助剣』は、毛谷村六助の敵討を題材とした作品であるが、その内容は、実録『豊臣鎮西軍記』に拠る。この実録は、豊臣秀吉の九州征伐を主筋とし、その合間に六助の仇討譚が展開される作品だが、馬琴は、そのなかから、六助の敵討にまつわる筋だけを摘出して黄表紙化している。また、時代設定や地名、登場人物名等は同名の浄瑠璃（梅野下風・近松保蔵、天明六（1786）年初演）に倣って適宜変更する。このように、馬琴の実録種黄表紙のうち、比較的早い時期に書かれた作品は、演劇の素材となっている、人々になじみ深い実録を題材に選ぶ傾向にあったと言える。

（二）『父讐宇都宮物語』・『五齣浄瑠璃酒肆』

享和元（1601）年に鶴喜から刊行された『父讐宇都宮物語』・『五齣浄瑠璃酒肆』は、寛文十二（1672）年に起った浄瑠璃坂の仇討を題材とする。この仇討事件は、岡山藩士奥平内蔵助が奥平隼人に討たれたことを発端とし、内蔵助の子源八を中心に、かなり大人数で行われたと伝えられる。しかし、比較的知名度は低く、演劇の素材となることは少なかったようだ。また、代表的な実録作品もないと指摘されている^⑬。そのなかで、本作は浄瑠璃坂敵討物

の実録の主流とされる『宇都宮金清水』ではなく、それとは「随分かけはなれた印象を与える」『敵討瑣碎記』（作品名は『国書データベース』による）を素材とする^⑭。

【表2】に、『敵討瑣碎記』（酒田市立光丘文庫本）の章題と、それに対応する『父讐宇都宮物語』および『五齣浄瑠璃酒肆』の丁数を提示する（序文にある『父讐宇都宮物語』一丁表・一丁裏を除く）。

【表2】に示した通り、ほぼ実録の内容通りに展開していることがわかる。前作『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』と異なり、エピソードの省略もほとんど見られない。ただし、長尺な内容をダイジェストしているため、内容はかなり簡略化されている。

前作と同様、本作の場合も、展開のみならず、文章表現も実録を踏襲する。例として敵討の発端となる一場面を掲げる。この場面では、逝去した下野国宇都宮城主宇都宮正司殿の父（実録の宇都宮領主奥平忠昌にあたる）の法事のため、長臣たちが菩提寺光源寺（興禅寺）へ集まる様子が描かれる。そこで、沖田浦之助（奥平内蔵助）と沖田小弥太（奥平隼人）が口論し、刃傷に及ぶ（共通する字句に傍線を付す）。

○『父讐宇都宮物語』（四丁表）

この折から諸家立ち出て床の間へ入室といふ掛物を掛けたり。小弥太、此掛け物は何と読むと言ふ。浦之助、にうしつと読むと答へければ、

【表 2】

『敵討瑣碎記』	『父讐宇都宮物語』【父】 『五齣浄瑠璃酒肆』【五】
① 奥平家由緒の事（巻之一）	【父】(㊟) 2 丁表～5 丁裏
② 奥平隼人同源八浪人の事（巻之二）	(㊟) 6 丁表～9 丁表
③ 兵藤玄蕃等義を唱ふ事 付奥平殿所替の事（巻之三）	9 丁裏・10 丁表
④ 小幡中野江戸趣く事 付兵藤玄蕃等議論の事（巻之四）	10 丁裏
⑤ 敵隼人が居所注進の事 付(リ) 主馬山形発足の事（巻之五）	(㊟) 11 丁表～12 丁表
⑥ 奥平源八が党人数発足の事	12 丁裏～14 丁表
⑦ 敵味方道子村にて相戦ふ事（巻之六）	同上
⑧ 源八が党関東へ発足の事 付首を送るの事（巻之七）	14 丁裏～【五】(㊟) 16 丁表
⑨ 源八忍び手段の事 付玄蕃金言の事（巻之八）	16 丁裏・17 丁表
⑩ 源八が家来兵衛門計略の事	17 丁裏・18 丁表
⑪ 好庵医案の事 付和泉屋重右衛門女房着病の事（巻之九）	18 丁裏・19 丁表
⑫ 小幡好庵療治名誉の事 付敵の筋を聞事（巻之十）	19 丁裏～20 丁裏
⑬ 小幡好庵宇都宮へ通達の事	(㊟) 21 丁表～23 丁表
⑭ 奥平源八方号令の事（巻之十一）	同上
⑮ 伝蔵勇氣衆心を偏事	同上
⑯ 義党隼人が殿へ乱入の事 付半斎九兵衛最後の事（巻之十二）	同上
⑰ 敵を討取事 付敵方打死姓名の事（巻之十三）	23 丁裏・24 丁表
⑱ 牛込御門にて隼人源八槍合の事 付隼人を討取事（巻之十五）	24 丁裏・25 丁表
⑲ 源八伝蔵外記井伊家へ参る事	25 丁裏
⑳ 井伊掃部頭殿孝道を議論の事（巻之十五）	同上
㉑ 源八伝蔵外記流罪の事 付諸侯三士を御せうびの事（巻之十六）	同上

小弥太大口を開いてあざ笑ひ、さて／＼貴殿は坊主まさりなり。以来坊主の代はりを勤められよとあくまで悪口雑言に、浦之助たまりかね、先刻よりの悪口雑言覚へよと斬りつくる。(後略)

○『敵討瑣碎記』巻之一「奥平家由緒之事」(①)

斯る所へ其日法会に入室といへる看板を僧衆持出でかけ退く。隼人は是を見て、是は何と読むやと言ふ。兵藤玄蕃は少し文才もありし文武の士なり。残りは皆々口を閉たり。内蔵助曰く入室と読むと言ふ。隼人から／＼と笑ひ、扱／＼貴殿は常に学問を好き召さる、程あつて坊主まさりなり。此後は坊主の替りに貴殿をこそよければと言ふて大手をたゝいてあざけりぬ。爰において内蔵助気色変わり、膝立直し、いかに隼人、其方は先刻より種々の雑言慮外といへども、故殿の御中陰、ことには一家の中なるゆへかた／＼堪忍の胸をさする所に、坊主の替りとは何事ぞやとひらりと詞のぬき打に(後略)

浦之助(内蔵助)と小弥太(隼人)が、「入室」と書かれた掛物(看板)をめぐつていさかいを起こすという展開や、「坊主まさり」等の台詞に共通点が見られる。本作が『敵討瑣碎記』に取材した作品であることは間違いない。

その上で、通例に則り、本作でも時代設定や地名、人名を変更する。ただ、前作と異なり、浄瑠璃坂の仇討を素材とした演劇作品は少ないため、馬琴自身が手を加えたと考えられる。例えば、人名は、奥平内蔵助を沖田浦之助、源八郎を善八郎、夏目外記を辰目内記とする。地名については、宇都宮等、地方の地名は実録のままだが、江戸は鎌倉に変更する。時代は、実録では寛文年間(1661～1673)のこととあるが、本作では「天文年中」(1532～1554)とされている。時代を過去(室町時代)に設定するだけでなく、カンブンとテンモンの音の近さも考慮して設定したのだろう。

ただ、年号こそ変更するものの、本作では、実録を踏まえて、かなり細かい日時を記している。宇都宮内膳の父が死去した日を天文八年二月、小弥太の弟修理を討つために善八郎一行が立、修理を討ち取る日を天文十年七月十七日・十八日、善八郎等が小弥太を呼び出した日付を同年七月二十二日、小弥太の妻の命日を天文十三年一月九日とする等である。これは、天文を寛文に変えればほぼ実録通りの日付となる(小弥太〈隼人〉の妻の命日だけは、実録では寛文十二年一月二十九日とされる(⑬))。具体的と言え、日付だけでなく、石高などの数字も事細かく示し、特に善八郎に味方する十一名の人々の石高については一々羅列している。この数字も実録に載る「姓名俸禄付」(③)に基づく(ただし、

数字には若干の相違が見られる)。日付や石高の記述は、前作『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』や『彦山権現誓助剣』には全く見られなかったもので、本作の特徴と言える。より実録の内容に密着しようとする馬琴の姿勢が感じられる。

(三)『復讐阿姑射之松』

文化二(1805)年に鶴喜から出版された『復讐阿姑射之松』は、実録『報讐実記』(作品名は『国書データベース』による。なお『松井兄弟報讐記』の作品名でも登録される)の抄録である。この『報讐実記』は、先行研究でも取り上げられておらず、不明な点が多い。慶安四(1651)年に起こった由井正雪の乱にまつわる筋があり、また、正宗文庫本『報讐実記』、光市文化センター本『松井兄弟報讐記』には、元禄二(1689)年三月付けの序文があるため、その間に成立したと推定される。内容としては、超人的な力を持った松井民次郎という少年が、異人(平茂直)に見込まれて異界へ行き、王の座を継承されるというファンタジックな筋に、仇討譚が組み込まれた作品であり、民次郎の弟要人の覚書という体で記される。敵討物というより、異国の王の座を継承するという数奇な運命を辿った民次郎の一代記に近く、敵討の経緯を綴るだけでなく、諸国修行の様子や武勇伝も記される。結末も、敵討成就で終わるのではなく、民次郎が異国(山)へ帰るところで

終わっている。この実録を素材とした作品には、本作の他に、読本『十嘉栄利花』(良々軒器水、文化六(1809)年刊)、『仙窟史』(赤城山人、同年刊)、『松井多見次郎報讐記』(槐亭賀全、文久元(1861)年刊)があり、江戸時代後期には、ある程度知られていたと推測される。

『国書データベース』によれば、この実録は、『報讐実記』の作品名で二点、『松井兄弟報讐記』の作品名で八点が現存する。これらは敵にあたる高橋九郎兵衛に味方する柳井兵馬のエピソードの有無で二系統に分けることができるが、そのうち、馬琴は、兵馬のエピソードを有する諸本に拠ったと見られる。【表3】に、『報讐実記』(正宗文庫本)の章題とそれに対応する『復讐阿姑射之松』の丁数を示し、その利用法を確認する(序文にあたる一丁表を除く)。

省略は多いものの、基本的に、実録の展開を踏襲していることがわかる。また、文章表現も実録と近似する(共通する字句に傍線を付す)。

○『復讐阿姑射之松』(二丁裏)

此千歳山は最上郡に属して山形よりは一里半あり。こゝにあこやの松の旧跡ありてその傍らに万松寺といふ寺あり。すなはち実方中将の石碑を止めて当国第一の名所也。(後略)

【表 3】

『報警実記』	『復讐阿姑射之松』
① 松平下総守殿由緒 并松井内蔵父子の事 ② 松井内蔵千年山遊覧 并 松井民次郎逢難事 ③ 松井民次郎異人の館に至る事 武術稽古の事 ④ 異人民次郎二兵衛を伝 并民次郎山賊退治の事（巻一）	【前編】（上）1 丁裏・2 丁表 同上 （上）2 丁裏～4 丁表 （中）4 丁裏～7 丁裏
⑤ 平民次郎茂仲に先祖物語 并茂直父子契約の事 ⑥ 平茂直養子茂仲故郷へ帰り父母に対面 并学問の事 ⑦ 松井市兵衛菊池に男道 并喧嘩の事 ⑧ 高橋監物改易 并菊池三之助始末の事（巻二）	（中）7 丁裏～9 丁表 （中）9 丁裏・10 丁表 （中）10 丁裏・12 丁表 （下）12 丁裏～13 丁表
⑨ 市兵衛大坂へ下る事 并敵高橋を討事 ⑩ 松井市兵衛故郷へ書状送る 并高橋九郎兵衛兄の敵討ニ出る事 ⑪ 九郎兵衛市兵衛建高事 并松井市兵衛横死の事 ⑫ 松井市兵衛横死山形ニ注進 并松井民次郎武勇の事 ⑬ 松井民次郎平茂仲山中にて仙女に逢事 ⑭ 平茂仲三春へ行事 并秋田河内守殿大蛇退治の事 ⑮ 秋田河内守平民次郎茂仲へ対面談和の事（巻三・四）	（下）13 丁裏・14 丁表 同上 14 丁裏・15 丁表 15 丁裏、【後編】（上）16 丁表 16 丁裏～18 丁表 18 丁裏～20 丁表 20 丁裏
⑯ 平次郎茂仲江戸へ出る事 并松井要人対面の事 ⑰ 紀州大納言殿に民次郎参上の事 并民次郎射術の事 ⑱ 民次郎由井正雪対面 并民次郎虚病の事 ⑲ 民次郎於正雪宅事 并毒害を企有の事（巻五）	* なし * なし * なし * なし
⑳ 保科少将殿へ民次郎初て対面の事 并議論の事 ㉑ 保科君水戸光圀卿へ御物語 并民次郎談話の事（巻六）	* なし * なし
㉒ 高橋九郎兵衛大坂に帰事 并柳井兵馬由緒の事 ㉓ 柳井兵馬於山中盗賊大勢ヲ討伐の事 ㉔ 柳井兵馬加藤熊谷出会 并嶋原花鳥由来の事（巻七）	（下）21 丁表 21 丁裏～24 丁表 同上
㉕ 嶋原花鳥由緒 并柳井溺女色に逐電の事 ㉖ 平民次郎茂仲知天変 并諸国種廻江戸発足の事 ㉗ 平茂仲武者修行に出る事（巻八）	同上 * なし * なし
㉘ 備前少将光政君孝用熊沢次郎八の事 并熊沢民次郎対面の上議論の事（巻九）	* なし
㉙ 正雪忠弥誅戮ニ付民次郎江府へ向事 并盗賊に出逢事（巻十）	* なし
㉚ 民次郎於信濃国異人 并斬妖獣事 ㉛ 民次郎要人大坂へ上る事 并敵討の事 ㉜ 民次郎要人山形へ帰事 並民次郎父母の所ヲ辞山へ入事 ㉝ 民次郎要人に語りける覚書（巻十一）	* なし （下）24 丁裏・25 丁表 （下）25 丁裏 * なし

○『報讐実記』『松井内蔵千年山遊覧 并 松井民次郎逢難事』(②)

此辺名所古跡多き中にも城下を離るゝ事一里半にして千年山あり。其麓にこそ出べき月の出るやらんと万葉集にも読たりし阿古屋の松の遺跡有。其脇に万松寺と云る寺有。此寺に実方中将の石碑残りて苔むしたり。

両書の関係は明白だろう。

実録のうち、省略された章の内容を確認してみると、例えば『報讐実記』⑰～⑲は、民次郎が紀伊大納言頼宣の紹介で由井正雪に対面する場面、⑳、㉑は保科正之から民次郎の噂を聞いた水戸光圀が、民次郎と対面する場面となっている。これらの場面は、後に謀反を起こす正雪の内面を見抜き、保科正之や水戸光圀にも認められる民次郎の非凡さを強調するエピソードとなっているのだが、この後に展開する敵討にはまったく関与らない。馬琴は、こうした筋を除くことで、一代記的な実録の内容を、書名の通り、「復讐」譚としてまとめようとしたと考えられる。⑳、㉑、㉒、㉓に描かれる民次郎の武勇伝や、㉔に描かれる熊沢次郎八とのエピソードも、同様の理由で省略されたと推定されよう。

ただし、⑰～㉑については、そうしたまとめ方の問題だけではなく、紀伊大納言頼宣や、保科正之、水戸光圀等が、由井正雪と関わる形で登場していた

ことが問題だった可能性が高い。すでに述べた通り、実録種黄表紙では、公儀に関わる人物にとつて不都合な内容は削られる傾向にあり、馬琴も『銘正夢楊柳一腰』では、松平信綱にかかわる筋を省略していた。徳川家康の子である頼宣は、御三家の一つである紀州徳川家の初代であり、八代將軍吉宗もその血筋に連なる。また、正之は、二代將軍秀忠の子で、後に四代將軍家綱を補佐し、幕政にも関わった。水戸黄門の通称でよく知られる光圀は、家康の孫でかつての副將軍である。このような大物たちが、大罪人と関わったという記事を、そのまま出版物に載せることは憚られたのであろう。

時代や地名、人名に手を加えるという方法も、先行する馬琴の実録種黄表紙と変わらない。時代について、実録では、慶安年間のこととされるが、本作では、「いづれの時にかあらん」(一丁裏)と、時代を限定しない。また、地名については、民次郎の生国である出羽国山形や、敵が潜伏する摂州大坂については実録通りだが、江戸という地名は出さず、武蔵国豊嶋郡とする等の変更を加えている。人物名は、例えば、松井民次郎は勝井富次郎、敵である高橋九郎兵衛は坂松九平と変更する。管見の限り、『報讐実記』にもとづいて創作された演劇作品は見当たらなかったため、馬琴が適宜変更したと推定しておく。

以上、鶴喜が出版した馬琴の実録種黄表紙の典

拠、および創作法を確認した。取り上げた作品に共通する手法は、実録の内容に沿って物語展開や文章を綴る一方で、実録種草双紙の通例に従って、將軍家や幕府に関わるような人物の、特に醜聞になり得そうな内容は慎重に作品から除外し、また、時代や地名、人名についても適宜変更するというものである。対して、題材となる実録の選び方には、年次による違いがある。比較的創作年次の早い作品は、演劇で知られた素材を選ぶのに対し、後年の作品は、演劇の素材となっていない実録を選ぶ傾向にある。

馬琴のダイジェストの手法は、先行する実録種黄表紙の手法を踏襲するところが多く、特筆するようなテクニクがあるわけではない。しかし、大部な実録をダイジェストするためには、実録の内容を熟知した上で、省略を重ねながらも一つの物語としてまとめる技量がなくてはならない。この頃の馬琴にすでにそうした能力が備わっていたことは確かだろう。

こうした馬琴の実録種黄表紙の創作法を踏まえた上で、次に、寛政改革下における鶴喜の出版活動を分析し、両者の関連を検証したい。

三、改革期における鶴屋喜右衛門の出版活動

寛政期の鶴喜の活動として、まずあげられるのが、潤筆料の支払いである。『山東京伝一代記』（作

者、成立年不明）等の記述でよく知られているように、寛政の半ば頃、鶴喜は、薦重と協働して山東京伝と馬琴の黄表紙作品に潤筆料を定め、文化期に入るまで、京伝、馬琴の作品を独占した。鶴喜と薦重が、潤筆料の支払いと、それによる作家の独占という画期的な手段に出たのには、各々理由があった。鈴木俊幸氏は、薦重について、改革によって「薦重版戯作の主要部分を支えてきた武士作家たち」が絶筆し、「人材不足」に陥ったために、「作者の確保」が必要になったと指摘する¹⁵。一方の鶴喜も「作者の確保」が必要となる事情があった。改革以前、鶴喜の黄表紙出版を支えていたのは、町人の京伝と狂言師の芝全交であり、改革期に入っても、鶴喜の黄表紙出版はこの二人を中心になされていた。しかし寛政五（1793）年、全交が死没する。全交は、鶴喜の「得意」（『作者部類』）であり、長年、鶴喜の出版活動を支えた人気作家であった。全交の辞世は、鶴喜にとって痛手だったであろう。そこに代わるように登場するのが馬琴である。

寛政三（1791）年から作家業をはじめた馬琴は、京伝の代作や、薦重での奉公を経て、徐々に鶴喜、薦重両書肆の信頼を得た。¹⁶高木元氏は、「馬琴の場合、出版点数から見ると薦重よりも鶴喜との関係がより強かったものと思われる」とし、「二代目鶴喜も若い馬琴を見込んで出版の機会を与え続けることに拠って、黄表紙から始めて読本作家として一

人前になるまで馬琴を育てたと見做すことも可能だと思われる」と述べている¹⁷⁾。この時期の鶴喜と馬琴の関係性は高木氏が述べる通りのものであったと考えられるが、その背景には、全交に代わる作者を確保したいという鶴喜の意向があったと考えられる。

書物問屋仲間への加入も改革期のことである。

『割印帳』では、寛政四（1792）年四月十日の項に初めて鶴喜の名が登場している。地本を扱う書肆であった鶴喜がこのタイミングで書物問屋仲間に加えたのは、出版取締りのなか、地本の出版だけではその活動を維持できない状況にあったためと考えられる。鈴木俊幸氏は、やはり鶴喜とほぼ同時期に書物問屋仲間へ加入した蔦重について、「寛政改革の一環として行われた風俗矯正政策と倭約の風潮とによって、草紙類の流通が不自由になり、地本業界全体の景気が冷え込み、地本に多くを依存する経営を改善する必要があった」と指摘する¹⁸⁾。鶴喜の場合も、蔦重と同様の状況にあったと推測されよう。とはいえ、書物問屋仲間への加入は、出版活動の幅を広げる契機ともなった。書物問屋仲間加入の利点は、書物に分類される出版物を扱えることと、書物の全国的な流通網に参入できることの二点にある¹⁹⁾。『割印帳』によれば、鶴喜も、儒書や歌集等、これまで扱っていなかった出版物の刊行を試みたり、大坂書肆塩屋七兵衛蔵板の『近世痴人伝』の「江戸売弘め」を担ったり、同じく大坂書肆の八文字屋八左衛門と相

板で劇書を出版したりと、書物問屋の利点を生かした活動を行っている。

書物問屋鶴喜の活動のなかで注目したいのは、『割印帳』寛政十一（1799）年十二月七日の項に記録される『絵本楠二代軍記』、『絵本尊氏勲功記』、寛政十二（1800）年六月二十五日の項に記載される『画本武王群譚』、享和二（1802）年十二月七日の項に記載される『絵本日蓮大士一代記』、享和三（1803）年十二月二十三日の項に記載される『絵本漢楚軍談』のような、「絵本」を冠した作品群の出版である。これらの絵本は、文化三（1806）年刊、鶴喜板の馬琴読本『四天王剽盜異録』の巻末に付された「仙鶴堂蔵板目録」に記載されている絵本シリーズの一部である。以下、この目録に沿って、該当する作品を一覧する（作品名は『国書データベース』による）。なお、鶴喜の単独板行ではない作品もあるが、「仙鶴堂蔵版目録」に記載されることから、鶴喜が主板元であることは間違いない。

【鶴喜板軍記絵本一覧】

安永十 『絵本保元平治物語』作者不明（中形本）

五冊

天明七 『絵本義経一代実記』勝川春章（中形本）

五冊

寛政二 『信玄二代記』（中形本）一冊 *丁子屋

平兵衛販

寛政五 『絵本将門一代記』 瀧水子（中形本）五冊

冊 *秩父屋庄左衛門、西宮新六相板

寛政十一 『絵本大江山物語』 曲亭馬琴（中形本）三冊

三冊

寛政十二 『絵本尊氏勲功記』 曲亭馬琴序（中形本）五冊

*丁字屋平兵衛販

『絵本楠二代軍記』 曲亭馬琴序（中形本）五冊

*丁字屋平兵衛販

享和三 『絵本日連大師御一代記』 北尾重政（半紙本）五冊

*村田屋次郎兵衛相板

文化三 『画本武王軍談』 曲亭馬琴（中形本）五冊

冊

『絵本漢楚軍談』 曲亭馬琴（半紙本）十冊

刊年不明 『絵本八幡太郎一代記』 万象亭（半紙本）五冊

未刊 『絵本天神記』 曲亭馬琴

一覧にも示した通り、この絵本シリーズには馬琴も携わっていた。馬琴は、その創作事情について次のように述べている（『作者部類』）。

（引用者注―寛政）十年戊午の春、仙鶴堂〔鶴喜〕が詠る為に『絵本大江山物語』三巻を綴る〔画は北尾重政也。かゝる絵本株、素より鶴屋にあり。よりて折々新板を出せり。この冊子の

形は半紙と中本の間なる物なれば、中形本と唱ふ。以下倣之。この書、明年己未の正月発行したり。〕（中略）

（引用者注―寛政）十二年庚申の秋、『絵本武王軍談』五巻を綴る〔間形本、画は北尾也〕。

享和元年、又『絵本漢楚軍談』〔前編五巻、後編五巻〕共に十巻を綴りて印行せらる。同年又『絵本天神記』五巻を綴る。これらの絵本は作者の得意にあらず、板元鶴屋が詠へにより。

これによれば、馬琴は同シリーズのうち『絵本大江山物語』、『画本武王軍談』、『絵本漢楚軍談』に加え、未刊に終わった『絵本天神記』を創作したが、それは作者の「得意」ではなく、書肆鶴喜の「詠へ」（要請）であったという。当該絵本が鶴喜の企画であったことは、鶴喜がこうした絵本の「絵本株」（板株）を所持していたという馬琴の言や、このシリーズが作者を変えながら断続的に出版されていることから裏付けられる。そのなかで、『絵本尊氏勲功記』、『絵本楠二代軍記』の序文も執筆した馬琴は、鶴喜の企画実現にもっとも貢献した作家であった。

さて、この絵本シリーズの特色は、馬琴も言及する特殊な書型にある。馬琴が中形本または間形本と呼ぶこの書型（本稿では「中形本」に統一する）は、『作者部類』にあるように、半紙本と中本の中間のサイズとなっている。シリーズのすべてが中形本で

総合文化研究第 30 巻第 2・3 号合併号 (2025.3)

出版されたわけではないものの、例えば、半紙本で出版された『絵本八幡太郎一代記』の匡郭が中形本と同じであるように、当初は中形本として出版する予定だったと考えられる。こうした特殊な書型が採用された理由は不明だが、近世の出版物において書型とジャンルが密接に関わっていることを踏まえれば、書物（半紙本）と草双紙（中本）の中間に位置する、新たなジャンルの出版物として創出されたと考えられよう。

また、軍記物語等、大部な作品のダイジェストであることもこのシリーズの特色である。例えば、『絵本保元平治物語』は『保元物語』、『平治物語』の、『絵本義経一代記』は『義経記』の抄録である。こうした軍記物は、寛政改革期の鶴喜が特に力を入れて出版していたものであった。寛政六（1794）年に、鶴喜は、廃業した鱗形屋孫兵衛の旧板であった『義経一代記』、『通俗三国志』、『頼朝一代記』、『通俗漢楚軍談』、『清盛一代記』、『軍配団』、『大益天神記』の七作を再板する²⁰。これらは、書名の通り、和漢の軍記物語に取材した作品群であり、抄録物も含まれる。同年に鱗形屋の旧板を再板した薦重が、恋川春町や朋誠堂喜三二の作品を選び取ったように、²¹ 鶴喜も、鱗形屋の旧板のなかから敢えてこうした作品を選んで再板したものと考えられる。抄録物絵本シリーズの出版が、特に寛政の改革以降積極的に行われるようになることも含め、寛政期の鶴喜が、抄録

物に活路を見出していたことがわかる。

実は、抄録物の出版は、鶴喜だけが行ったものではなく、寛政半ば頃の出版界の流行でもあった。軍記物語を素材とした作品は、古今東西を問わず普遍の人気を誇るものだが、『戯作外題鑑』（活東子、文久元（1861）年成）寛政四年の項に「此頃、化物咄の本行はるゝ、是より四五年の間に怪談多し、又、一代記、軍書の類行はれて、今年の出版、軍書、怪談多し」とあるように、寛政の半ば頃から、怪談物とともに、軍記物語から特定の人物の事跡を取り出した一代記や、軍記物語をダイジェストした黄表紙作品の出版が目立つようになる（「軍書」は実録を指す場合もあるが、当時の出版状況から、ここでは軍記物語を素材とした作品を指すと解釈する）。その理由について、『戯作外題鑑』では「此頃より、世間の風俗、街談等を綴ることを憚りし故、か様の作に移りかはるなるべし」と述べる。「世間の風俗、街談等を綴ることを憚」るとは、寛政改革の出版統制によって、時事的な話題が取り上げにくくなったことを指しているよう。対して、怪談や軍記物語は、幕府から咎められる心配のない題材だったのである。それどころか、軍記物語に取材した作品は、改革下にふさわしい出版物ですらあった。『絵本将門一代記』の序文には次のようにある。

夫絵事の妙なる、よく古今の事を写して几上に

歴然たらしむ。所謂前九年、後三年、保元平治、源平、南北朝など、世々の丹青にあきらかなり。今天慶の将門承平の純友の逆乱をまのあたり小冊の画となして太平の代の遊びとせしは、安に居て危きを思ひ、文事あるもの武備あるの語にも叶ひ侍らんかし。

この序文によれば、承平天慶の乱の顛末を描いた本作は「文事あるもの武備あるの語に叶」うものなのだという（傍線部）。また、『画本武王軍談』の序には、「此書に因て是画に遊ぶ、おのづから忠臣義婦。孝子。順孫の功を知り、史林に攀^よ。学堂に登るの階梯にちかからんといふことを叙す」とあり、やはり、この絵本が「史林に攀」、「学堂に登る」階梯」になり得ると述べる。これらの序文の意図は、それらの作品が啓蒙、教訓的な性質を持つ、意義深い作品であるとアピールすることにある。

こうした創作、出版意義の主張は、寛政の改革以降、多くの出版物に見られるようになるものである。大屋多詠子氏は、出版規制が厳しくなるなかで、勸善懲惡を標榜したり、教訓性を付加したりする作品が現れることを指摘している。²² 寛政改革における出版統制では、「いつとなく猥」（寛政二年十月申渡）になった出版物を引き締めるために複数の法令が定められた。勸懲の標榜や、教訓性の付加は、その出版物が「猥」なものではなく、実用性を有するもの

であることを幕府や世間に示すために必要であった。そのため、例えば洒落本のように、本来は勸善懲惡や教訓とは縁遠い出版物も、建前上、それを謳ったのである。

ただ、軍記物語を素材とした作品の場合、それは単なる建前ではない。李俊甫氏が指摘しているように、軍記物語をダイジェストした黄表紙では、改革以前から、序文において意義深い読み物であることが主張されていた。李氏は、軍記抄録作品は、兒女にわかりやすく軍記物語の概要を示す、啓蒙、教訓的な読み物であったと述べる。²³ 加えて、『絵本将門一代記』序にあるように、平穩な江戸の世において合戦譚を読むことが「文事あるもの武備ある」に通ずるとすれば、文武両道をスローガンとする寛政改革の方向性に沿った読み物であるとも言える。無論、序文に書かれていることが制作者側の本心とは限らないが、書肆からすれば、そのように主張できることが重要だった。寛政三（1791）年、鳶屋は、洒落本の出版の咎で身上半減という重い処分を受けた。それを目のあたりにしたであろう書肆たちは、幕府の意向に沿った出版活動をアピールせざるを得なかったのである。

以上のように、鶴喜は、寛政改革における出版取締りの期間、軍記物語等の抄録作品の出版を重点的に行っていた。こうした鶴喜の出版活動を踏まえれば、同じく抄録という手法で創作された馬琴の実録

種黄表紙も、鶴喜の企図によって創作されたと考えられよう。また、馬琴が創作した実録種黄表紙も、軍記物語の抄録と同じく出版意義が主張しやすい出版物だった。『銘正夢楊柳一腰』序文（馬琴執筆）には、以下のようにある。

書車積る丑の春。角文字のいが越を増補して。しら半丁の未に易よとせちに序を需る人は仙鶴堂のあるじなり。余これを閲するに。魏の恵王が仁にあらずといへとも。孝子義男の功を載て。おのづから勸善懲惡すべし。されや和田と沢井の澄濁る水に。唐木桜田が華実を移す。事は浄瑠璃の床本にもとづき。遂に画工の手すりに掛け。今や門松の大夫場となして。竹の一ふしにかたり伝ふる事を。梅の難波のぞめきなしで。口まめ鳥の一トくさり書。

この序文によれば、本書には「おのづから」、「勸善懲惡」という概念が備わっているという（傍線部）。大屋氏が指摘するように、本書のような敵討物は、「悪が減び、善が栄える」という構図を有しており、勸善懲惡を体现するものであった。⁽²⁴⁾ また、主君のため、親のために行う敵討は、江戸時代を通じて尊ばれた忠や孝の体现でもある。つまり、「おのづ」と教訓・啓蒙的な性質を持つ題材であり、出版意義を多分に有すると主張し得るものである。こうし

た敵討物の出版は、改革期、軍記抄録に活路を見いだしていた鶴喜の活動方針に一致していると言える。第二節で一覧したように、「安易な筋書き」の「長編化した」黄表紙作品は、そのすべてが敵討を題材としており、一作を除いて、そのほとんどが鶴喜から出版されていた。こうした出版状況も考えあわせれば、本稿で取り上げた実録種黄表紙を含む馬琴の長編抄録物黄表紙が、鶴喜の要請で創作された可能性は高いと言えよう。

四、出版統制と実録種黄表紙

前節で述べた通り、馬琴の実録種黄表紙は、鶴喜が出版取締りを受けて企図し、馬琴に依頼して創作に至ったものと考えられる。しかし、出版統制を意識しながら、実録を素材とする作品（それも、実録をそのままダイジェストしたような作品）を刊行するというのは、矛盾した行為のように見える。すでに述べたように、実録は、その内容のきわどさから出版が許されていない読み物であった。実録に取材した文芸作品は珍しくなかったとは言え、出版統制下では、実録という素材が改めて問題視される恐れもあったのではないだろうか。

少なくとも、『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』刊行時の鶴喜はどのような危険性を強く感じていたらしい。というのも、『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝

『山道』には、幕府の目を憚って板木を削り、内容を修正した跡が諸所に見られるのである。²⁵この修正を主導したのは、板元である鶴喜だと推測されている。²⁶鶴喜の意図を明確にするために、本節では、まず、この修正の内容を検討してみたい。

はじめに、修正の跡が甚だしい『銘正夢楊柳一腰』冒頭の文章を取り上げ、対応する『殺法転輪』の文章と比較する（共通する字句に傍線を付す。また、板木を削った跡と推測される空欄を【空欄】で示した）。

○『銘正夢楊柳一腰』（二丁裏・二丁表）

こゝに伊賀越乗掛合羽といへる浄瑠璃本を閲するに、鎌倉の管領足利家の身内に和田幾弥とて譜代の家士あり。先祖、まさかつ三郎とともに和田某河州において【空欄①】討死しけり。その功あるによりて半左衛門尉子どもをねんごろに知行【空欄②】たまはりて小姓【空欄③】を勤めけり。その志津馬のちに改名して行家といふて大角が婿として家を相続し、又その子幾弥家督を譲りうけ小姓【空欄④】を勤めける。その身篤実にて主人の出頭なり。嫡子志津馬器量万人に優れたれば小姓に召出され昼夜御側に勤めけり。女子一人あり。これは子細ありて大和国の【空欄⑤】家士唐木政右衛門が妻となりける。志津馬は少年なれども学問に勢を出しけり。

○『殺報転輪』巻之一「備前宰相忠雄卿家士渡部鞠負河合又五郎事 附河合正宗刀之事」（表一）

①
爰ニ宰相忠雄卿ノ譜代ノ士ニ渡部鞠負ト云者アリ。祖、紀伊守入道息勝三郎ト共ニ先祖渡部金右衛門、於濃州長久手ニテ井伊兵部少輔殿ノ手ニ討死ス。其功アリテ三左衛門尉輝政子共ヲ念頃アリ知行二千石玉ハリ小姓頭ヲ勤ム。其ノ子数馬 若原大学カ智トシテ家禄相続ス。其子鞠負、家督シテ小姓頭近習ノ用人ヲ勤ム。其身信実ノ人ニテ忠雄卿出頭也。嫡子渡辺数馬、器量百人ニ優レ、兒小姓役ニ召出サレ昼夜御側ヲハナレズ出頭ス。女子一人アリ。子細有テ和州郡山本田内記殿家士荒木又右衛門ト云者ノ妻トナル。

この文章は、物語の主要人物である和田幾弥（実録の渡部鞠負にあたる）とその嫡子静馬（数馬）の家系について述べるものである。傍線部を比較すると、叙述の流れや字句が近似しており、板木を削った箇所にとのような文辞が挿入されていたか、およびその検討を付ける事ができる。例えば、幾弥の先祖について、「和田某河州において【空欄①】討死しけり」と述べる文章は、実録の「先祖渡部金右衛門、於濃州長久手ニテ井伊兵部少輔殿ノ手ニ討死

ス」に対応する。見比べると、空欄①にあたるのは、徳川家康の重臣として著名な「井伊兵部少輔」（井伊直政）であることがわかる。また、幾弥の娘が「大和国の【空欄⑤】家士唐木政右衛門が妻となりける」という記述は、実録の「和州郡山本田内記殿家士荒木又右衛門ト云者ノ妻トナル」を踏まえたものである。比較すると、空欄⑤にあたるのが、やはり家康の重臣本多（田）忠勝の曾孫「本田内記」（政勝）の名であることがわかる。

鶴喜が両人の名を削除したのは、徳川家康と関係の深い武人と、その曾孫である上、両名の子孫も存命であったためだろう。すでに述べたように、享保七年十一月の出版条目第五条では、家康や徳川将軍家について記した出版物や写本を禁じていた。また、第三条では、武家の先祖についてあれこれ書いて流布することを禁じた上で、子孫からクレームがあれば糾問するとしていた。松平信綱の場合と異なり、直政や正勝にとって不都合な内容が書かれているわけではないが、慎重を期する必要があると判断した鶴喜は急遽これを修正したのでだろう。

また、具体的な数字や、より詳細な情報も削除されている。『銘正夢楊柳一腰』で、「半左衛門尉子どもをねんごろに知行【空欄②】たまはりて小姓【空欄③】を勤めけり」と叙述される箇所は、実録の「三左衛門尉輝政子共ヲ念頃アリ知行二千石玉ハリ小姓頭ヲ勤ム」という文章に対応する。対照すると、【空

欄②】には、知行高の「二千石」にあたる言葉が挿入されていたことがわかる。第二節で掲出した沢井政五郎に関する記述でも、実録の「家禄七百石ヲ玉ハリ」という文章が削られていたように、具体的な数値は削除する方針だったようである。石高を示すことで、個人が特定され、実録利用が露呈することを恐れたのだろうか。

また、空欄③は、実録にある「小姓頭」の「頭」のみを削除したものと推定される。同じ修正は、空欄④にも見られる。「小姓頭」を「小姓」と微修正する理由は、「小姓頭」という役職が、近世以前の軍記等に用例の少ない役職名だからだろう。本作は、室町時代のこととして書かれている。にもかかわらず、その時代にはない役職名を記してしまえば、江戸時代の事件を素材としていること、ひいては実録の利用が露顕してしまう。そのために用心を重ねたものと推察する。

また、先に触れた旗本騒動の後日談にあたる『銘正夢楊柳一腰』十二丁裏・十三丁表には、次のような修正が見られる。足利管領の死後、政五郎を追放するよう命令が下る場面である。

○『銘正夢楊柳一腰』（十二裏・十三丁表）

夫より五七日になりしかば【空欄⑥】家来政五郎いさゝかの異見に幾弥を討ち逐電せし所【空欄⑦】かくまひおく条落ち度の到りなり。早々

追放いたし【空欄⑧】さしおく事かたく無用なり。もし違背あるにおいては、同罪たるべしとの事なれば、翌日沢井廣五郎工夫をめぐらし【空欄⑨】政五郎は遠方浜といふ所へ金銀をそへて遣られけり。

○『殺法転輪』『御旗本中寺入付從講義御書出并

河合又五郎追放の事」〔表1〕⑦

忠雄卿ノ三十五日ニ河合又五郎事大名旗本中へ御触之趣

松平宮内少輔家来河合又五郎儀聊之遺恨若氣之横道以渡部鞆負ヲ討、逐電仕之処ニ大名旗本中之内ニカクマイ置ル、沙汰明白ニ候。対天下上ヲ輕ルノ仕方、落度ノ至リニ候。早々追放シ武家ノ手前ニ宿モ仕セ申事、堅無用ニ候。若相背ノ輩者可為同罪者也。

年 月

老中連判

ケ様ニ仰フレラル、。(中略)右ノ通故、無是非河合又五郎ハ旗本中ノ手前ヲ出サレケル。各相談ニテ、宮内殿へ奪レンハ無念ノ次第也トテ、旗本中ヨリ人員見ヘカクレニ添テ、三州浦方知行入組ニテ吟味トヲキ浜方ヘ金銀ヲ添、又歴々ノ見廻人ニテ忍ハセラレタリ。

空欄⑥は三行分ほど空いており、おそらく、十二字前後の文章が削られたと推定される。対応する実録の文章を見ると、「河合又五郎事大名旗本中へ御触之趣」、「松平宮内少輔」のうちのいずれかに対応する文章が挿入されていたと推測される。このうち、「河合又五郎」と「松平宮内少輔」は、それぞれ沢井政五郎、足利管領と改変されて何度も登場しているため、今さら修正の必要はない。とすれば、「大名旗本中へ御触之趣」にあたる文章が削られたと考えられよう。空欄⑦は、「逐電せし所【空欄⑦】かくまひおく条」に対応する実録の文章「逐電仕之処ニ大名旗本中之内ニカクマイ置ル、沙汰」を踏まえば、「大名旗本中之内ニ」にあたる字句が削られたことが明らかである。空欄⑨は、比較の結果、実録の「宮内殿へ奪レンハ無念ノ次第也トテ旗本中ヨリ人員見ヘカクレニ添テ」にあたる文章が挿入されていたと推定される。空欄⑨は十二字前後の文字を削ったと考えられるため、先の文章の一部が挿入されていたのだろうが、前後の文章を見ても、どの字句が挿入されていたかを判断するのは難しい。ただ、この実録の文章にも「旗本」の語が含まれていることは注目される。第二節に掲出した沢井政五郎に関する文章でも、実録に記された「御直参」の語が省略されたり、「旗本」の語が「歴々」へ変更されたりしていた。おそらく、「小姓頭」と同じく、幕府「直参」の武士を指す「旗本」という語を記す

ことで、同時代の事件を主題とすることがあからさまになることを避けようとしたと考えられる。

空欄⑧は実録の「武家ノ手前一宿モ」にあたる字句が挿入されていたと推察される箇所である。前後の文章からすれば、「武家ノ手前」または、「一宿モ」のどちらかと考えられるが、「一宿モ」を省略する必要はないように思われるので、「武家ノ手前」にあたる言葉を削ったと推測する。「武家」は、通常、武士一般を指す言葉であるため、修正の必要はないように思われるが、実録のこの文章では、「大名」や「旗本」と同義で使用しているように読めるため、削ったのだらうと考えておく。

出版統制を警戒する姿勢は、本書と『伊賀越乗掛合羽』との関係からもうかがえる。本書が実録をほぼそのままダイジェストした作品であることはすでに述べた通りだが、歌舞伎『伊賀越乗掛合羽』の翻案を装う姿勢がところどころに見受けられる。前掲した『銘正夢楊柳一腰』序文に「事は浄瑠璃の床本にもとづき」と記し、また本文冒頭にも、「こゝに伊賀越乗掛合羽といへる浄瑠璃本を閲するに」（一丁裏・二丁表）と綴るように、あたかも浄瑠璃にもとづいた作品であるかのように謳うのである。

さらに、本作の後編『登阪宝山道』上巻は、実際に『伊賀越乗掛合羽』の翻案である。ただし、この上巻は、馬琴が創作したものではない。棚橋正博氏が「この上巻五丁は他の二十五丁とは全く異質な

ので、別種の作の一卷をここに混在させ三巻三冊の構成にしたとしか考えられない」と指摘するように、馬琴が実録をダイジェストして創作した五巻五冊二十五丁に、「別種の作」から取り出した一冊分（五丁）を挿入したものである。出来上がった作品に、他作品の一部を挿入するという強引な手法は、棚橋氏も述べるように、板元鶴喜が発案、実行したものであらう。そして、本作が出版取締りを強く意識していたことを踏まえれば、こうした手法は、序文や、本文冒頭の言葉と対応して、実録の利用を紛らわそうという意識の下でなされたと思えらる。登場人物名を演劇に倣ったのも、演劇の翻案であるかの如く装うためであつたと考えられる。演劇と同名の作品名を付け、時代設定や人名を演劇に倣った葛重板『彦山権現誓助剣』の場合も同様の意識があつたのではないだろうか。

以上、考察したように、『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』は、出版統制に十分な注意を払った上で出版されたものと考えられる。しかし、とすれば、なおのこと、出版統制を警戒しながら、なぜ、鶴喜は処罰の危険性のある題材を扱ったのかという疑問が湧く。同じ日本橋通油町に店を構える葛重の身上半減処分は、本作刊行のわずか二年前のことであつた。そのような状況で、なぜこのような危険性をはらむ作品の刊行を決断したのだろうか。

興味深いことに、『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山

道』の刊行とほぼ同時期の寛政六（1794）年、上方でも赤穂義士仇討事件の実録を素材とした読本『絵本忠臣蔵』が企画されていた。結局『絵本忠臣蔵』は、改を担当した行司によって差し戻されるが、山本卓氏は、この企画の背景に、赤穂義士物の実録『赤穂精義内侍所』の盛行があったと指摘する。²⁸ 鶴喜も同時期に実録種黄表紙を出版したことからすれば、この時期、赤穂義士物に限らず、実録そのものが全国的に流行するような風潮があったとも考えられる。また、『明和誌』（白峰院、嘉永三（1850）年写）には、「軍書講談、寛政の頃より至つて流行」（この文章における「軍書」は、赤穂義士物の実録「赤穂記」に言及されることから実録のことだと考えられる）とあり、この時期、実録講談が流行した形跡もうかがえる。鶴喜が実録を題材に選んだ背景には、まず、実録人気の高まりがあった可能性が考えられるよう。

ただし、いくら人気があるといっても、出版取締りが断行されるなかで、敢えて幕府に咎められる可能性を有する作品を刊行するなどなかなかできるものではない。現代と異なり、江戸時代の法令においては処罰の基準が必ずしも明確なわけではない。出版取締りの只中に、禁じられていた洒落本を出版して薦重が処罰を受けたのも、幕府の規制基準が十分に伝わっていなかったためであった。²⁹ 処罰の基準が不明確であればなおさら、書肆や作家は細心の注意

を払って創作・出版活動をせねばならなかったはずである。

しかし、その基準が明確でなかったことが、鶴喜が本作の出版を決断した理由であったとも考えられる。先に触れたように、幕府は享保七年十一月令において、実録の流布を規制していた。しかし、実録を素材とした演劇作品は、時代を過去に設定し、人名を多少変更すれば上演できた上、実録を素材とした草双紙も特に規制対象になることなく出版され続けてきた。実録そのものは出版や流布が禁じられているが、実録を素材とした出版物については禁じられていたとまでは言えない状況だったのである。実録抄録黄表紙の出版が違反であるかどうかは、出版してみなければわからないところがあったのではないだろうか。

寛政二年十月の申渡以降、草双紙をはじめとする地本の「行事改」が始まっていたことも考慮に入れておきたい。上方で企画された『絵本忠臣蔵』が行司による検閲で差し戻されていたように、「行事改」は、内容に問題があった場合、出版前にそれを止めるシステムであった。本来、「行事改」は、幕府にとつて都合の悪い出版物の流布を阻止するためのものだったが、書肆からすれば、出版取締りの対象になるか否かを相互に確認できる機会でもあった。鶴喜は、幕府の要請した「行事改」を逆手にとるかたちで、実録種黄表紙出版の可能性を見極めていたの

ではないだろうか。

結果として、『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』は規制の対象になることはなかった。ただし、鶴喜が本作の次に実録種黄表紙を出版したのは享和元(1801)年のことである。上方の『絵本忠臣蔵』の件が伝わったということもあつたのか、統制下で実録に取材した作品の出版するのは、やはり危ういと感じたのだろう。しかし、鶴喜は享和に入って再び実録種黄表紙を出版する。その理由は、おそらく、草双紙に対する取締りが一時的に緩んだことにある³⁰。すでに述べたように、出版取締り自体は寛政五年八月から享和二(1802)年までの間、しばらくは、草双紙に対する規制は発令されなくなる。享和元(1801)年に出版された『父讐宇都宮物語』・『五齋浄瑠璃酒肆』に、出版取締りを警戒する様子がうかがえないのも、こうした統制の緩みを受けてのことであろう。『父讐宇都宮物語』・『五齋浄瑠璃酒肆』では、時代や地名、人物名こそ手を加えているものの、『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』では板木を削ってまで修正していた石高などの具体的な数字を実録から細やかに取り入れていた。また、年号を変えながらも、実録に記された年月をほぼそのまま記していた。それ以前に、演劇の翻案を装うことで、実録の利用を隠そうとした『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』と異なり、敢えて著名な演劇作品を持た

ない題材を選んでいること自体が、出版統制への意識が薄らいだことの現れとも言える。出版した実録種黄表紙が規制の対象にならなかったこと、そして、寛政改革における出版統制が、草双紙を対象としなくなったことを踏まえて、鶴喜は、実録種黄表紙が問題になる可能性は低いと判断したと考えられる。なお、享和二(1802)年以降、ふたたび草双紙に関する触れが出されるようになるが、主に豊臣秀吉の伝記の利用をめぐるもので、実録利用一般を咎めるものはなかった。鶴喜の見立て通り、幕府は実録種黄表紙自体を規制するつもりはなかったと見える。

五、おわりに―鶴喜と馬琴

本稿では、寛政改革下における鶴喜の出版活動について、馬琴の実録抄録黄表紙の出版との関連を中心に検討した。馬琴の実録種黄表紙は、出版統制のなか、新たな出版活動を模索していた鶴喜の意向によつて創作されたと考えられる。取締りの下で、実録という危うい素材を選んだ背景には、実録流行の風潮と、出版取締りの曖昧さの問題があつたと目される。こうした事例は、出版統制下の書肆にとつて取締りがどのようなものであつたかを具体的に示すものだと言えるだろう。

検討を通じて改めて感じたのは、当時、作家とし

ての一步を踏み出したばかりの馬琴が、改革下における鶴喜の出版活動にとってなくてはならない存在だったということである。抄録物の出版という鶴喜の企画は、抄録物を創作し得る作者の存在なくしては実現できなかった。前述の通り、高木氏は、板元鶴喜が作家としての馬琴を育てたと指摘していたが、同時に、鶴喜の出版活動も馬琴あつてのものだったのである。

この後、馬琴は京伝とともに、後期読本というジャンルを試行錯誤しながら確立し、鶴喜も、両作家の作品を出版することで、ジャンルの発展に貢献した。新たなジャンルの創出にまで繋がった鶴喜と馬琴の関係は、寛政の改革という出版界の動揺期に培われたのではないだろうか。そのような意味でも、寛政の改革における出版取締りは、近世後期文学が花開く一つの契機になったと言つてよいだろう。

〔注〕

- (1) 湯浅淑子「寛政の出版法令（未定稿）」（たばこと塩の博物館編『寛政の出版界と山東京伝』たばこと塩の博物館、一九九五）、佐藤至子『江戸の出版統制―弾圧に翻弄された戯作者たち』（吉川弘文館、二〇一七）。
- (2) 『浮世絵大事典』「鶴屋喜右衛門」の項（金井圭太郎執筆、東京堂書店、二〇〇八）。
- (3) 『日本古典文学大辞典』「鶴屋喜右衛門」の項（今田洋三執筆、岩波書店、一九八三）。
- (4) 鈴木俊幸「新版『馬琴の黄表紙』」『寛政改革とその後』（平凡社、二〇一七）。
- (5) 水野稔「馬琴の黄表紙」『ビブリア』六一（一九七五・一〇）。
- (6) 菱岡憲司「傀儡子から魁薨子へ―馬琴異称にみる執筆意識の変化―」『近世文芸』九三、二〇一・一。
- (7) 水野稔『江戸文学論叢』「馬琴の短編合巻」（中央公論社、一九七四）。
- (8) 菱岡憲司、注（6）論文。
- (9) 菊池庸介「近世実録の研究―成長と展開―」『実録・草双紙・絵本読本―それぞれの田宮坊太郎物―』（汲古書院、二〇〇八）。
- (10) 国領不二男「滝沢馬琴の黄表紙目録」『学習院大学国語国文学会誌』九（一九六六・三）。
- (11) 上野典子「伊賀越敵討物「殺報転輪記」の転成」『近世文芸』四七、一九八七・一一）。
- (12) 菊池庸介、注（9）論文。
- (13) 高橋圭一「『実録研究―筋を通す文学―』「浄瑠璃坂仇討」の実録」（清文堂出版、二〇〇一）。
- (14) 高橋圭一、注（13）論文。
- (15) 鈴木俊幸、注（4）論文。
- (16) 武藤元昭「馬琴初期黄表紙をめぐる―読本『高尾船字文』まで―」『青山語文』六、一九七六・三）。
- (17) 高木元「『書肆・貸本屋の役割』（久保田淳編『岩波講座日本文学史』十、岩波書店、一九九六）。
- (18) 鈴木俊幸、注（4）論文。
- (19) 鈴木俊幸「江戸の読書熱―自学する読者と書籍流通―」『明日の見物―新しい読者と鳥重・泉市』（平凡社、二〇〇七）。

- (20) 再板年は、棚橋正博『黄表紙総覧』中巻（書裳堂書店、一九九二）に拠る。
 - (21) 棚橋正博、注(20)「金々先生栄花夢」の項。
 - (22) 大屋多詠子「勸善懲惡」(『江戸文学』三四、二〇〇六・六)。
 - (23) 李俊甫「近世後期における五冊物草双紙の出版」(『ハーバード大学大学院生交流会報告書』〈大阪大学文学研究科、二〇一〇・三〉)。
 - (24) 大屋多詠子、注(22)論文。
 - (25) 武藤元昭、注(16)論文。
 - (26) 棚橋正博、注(20)「登阪宝山道」の項。
 - (27) 棚橋正博、注(26)論文。
 - (28) 山本卓『舌耕・書本・出版と近世小説』「文運東漸と大坂書肆」(清文堂出版、二〇一〇)。
 - (29) 山本秀樹「町に触れられなかった『御触書天保集成』寛政二年五月出版改革「町触」——山東京伝・葛屋重三郎処罰の前提状況——」『近世文芸』一一一、二〇一〇・七)。
 - (30) 湯浅淑子、注(1)論文。
- 【引用元一覧】
- ・『絵本将門一代記』——東京芸術大学付属図書館脇本文庫本(DIG-TKGL-10822)。
 - ・『画本武王軍談』——国文学研究資料館本(ナ4731-1～5)。
 - ・『父讐宇都宮物語』・『五齋浄瑠璃酒肆』——東京都立中央図書館加賀文庫本(025-005050-024)。
 - ・『復讐阿姑射之松』——東京都立中央図書館加賀文庫本(025-0053-008)。
 - ・『敵討瑣碎記』——酒田市立光丘文庫本(026-0069-003)。

- ・「寛政二年十月申渡」——国立国会図書館蔵『類集撰要』四六(8044)。
 - ・「享保七年十一月令」——『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四)。
 - ・「近世物之本江戸作者部類」——『近世物之本江戸作者部類』(岩波書店、二〇一四)。
 - ・『戯作外題鑑』——『燕石十種』(中央公論社、一九八〇)。
 - ・『殺法転輪』——名古屋大学付属図書館神宮皇學館文庫本(007-0004-012)。
 - ・『報讐実記』——正宗文庫本(DIG-MASM-00164)。
 - ・『銘正夢楊柳一腰』・『登阪宝山道』——東京都立中央図書館加賀文庫本(025-0054-012)。
 - ・『明和誌』——『鼠璞十種』中巻(中央公論社、一九七八)。
- *適宜句読点を補い、平仮名を漢字に直した。

【付記】

本稿は、二〇二四年六月二九日に開催された小説史研究会における発表に基づいたものである。貴重なご意見を賜った皆さまに感謝申し上げる。なお、本稿は、JSPS 科研費 21K12926 の成果の一部である。

Abstract

The crackdown on printing matters in *Kansei* reforms gave the publishing business a shock of those days. This paper aim to elucidate details of the publishing regulations in *Kansei* reformsthrough analysis pub-

lisher *Tsuruya-Kiemon* (*Tsuru-ki*)'s publishing in this period. Under *Kansei* reforms, *Tsuru-ki* published *Kyokutei-Bakin's kibyōshi works*, which based on *Jitsuroku*. Those were written to the intention of *Tsuru-ki*, who tried to print out a book of enlightenment for the general public, following publish regulations by Edo-shogunate. But trying to follow the publishing regulations of *Kansei* reforms and publishing a *kibyōshi* based on *Jitsuroku* were contradictory to each other. because *Jitsuroku* had been enjoined from publishing by the Edo-Shogunate. The reason of the inconsistency like this, were that publishing regulations were not clear for publishers, and it was difficult to understand the detail of regulation unless they tried to publish in fact. *Tsuru-ki* and *Bakin* cooperated to get over the difficult situation in *Kansei* Reforms. It is thought that the strong bond between them were created in this time.